

建 営 第 336 号  
令和 2 年 3 月 23 日

(一社) 静岡県建設業協会長 様  
(一社) 静岡県設備協会長 様

交通基盤部建設支援局営繕企画課長

### 営繕工事における電子小黒板の活用の推進について (通知)

「静岡県建設産業ビジョン 2019」に基づき、建設現場における生産性の向上を図るため、静岡県が発注する営繕工事において、現場撮影の省力化や写真整理・写真管理の効率化に効果が見込まれるデジタル工事写真の小黒板情報電子化 (以下、「電子小黒板」という。) の活用を推進することとしました。

については、下記により実施することとしたので通知します。

#### 記

##### 1 適用時期

令和 2 年 4 月 1 日以降、静岡県において入札公告又は指名通知する営繕工事 (建築設備を含む。) に適用する。

##### 2 対象工事

原則、全ての営繕工事を対象とし、別添の特記仕様書を添付する。

##### 3 実施方法

- ・受注者は、特記仕様書に基づき、原則、電子小黒板を活用する。ただし、現場状況等により適用が困難な場合は監督員と協議し、対象としないことができるものとする。
- ・高温多湿、粉じん等の現場条件の影響等により、対象機器の使用が困難な工種においては、使用機器の利用を限定するものではなく、従来方式 (物理的小黒板利用) の撮影を併用することを認めるものとする。
- ・電子小黒板の活用の対象範囲は電子小黒板の作成及び撮影までとし、小黒板情報を用いた工事写真アルバム等の自動作成機能 (一部のソフトウェアにおいて実装されている。) の利用は受注者の任意とする。

##### 4 機器の導入

- ・機器・ソフトウェア等の導入に係る経費は、現場監理費の率に含まれるものとする。

担当 : 企画班 渡邊  
電話 : 054-221-3091